

民間資金等活用事業推進委員会 第25回計画部会 説明資料

令和3年2月2日
総務省

PPP／PFI推進アクションプラン(令和2年改定版)の進捗状況

【PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) 記載】	【令和2年度末までの取組】
No. 3. 推進のための施策	
<p>(2)地方公共団体等へのPPP／PFI導入促進に向けた積極的な支援 v)広域化・集約化等に向けた支援等 ① 水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示している留意点等について、地方公共団体への周知を図る。</p>	<p>「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」をはじめ、地方公共団体を対象とした各種会議等において周知を図った。</p>
<p>(2)地方公共団体等へのPPP／PFI導入促進に向けた積極的な支援 v)広域化・集約化等に向けた支援等 ② 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等(広域化)の推進のため、総務省と厚生労働省が連携し、各都道府県における令和4年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を推進するとともに、先進事例の紹介等を通じ、地方公共団体の取組の支援を行う。</p>	<p>総務省及び厚生労働省で連携し、「水道広域化推進プラン」の策定を支援するため、マニュアルを策定・周知するとともに、令和2年9月末時点の策定状況や多様な広域化に向けた留意事項等を周知した。 また、改正水道法の説明会や公営企業担当者向けの説明会を実施し、広域化の推進のため、先進事例を紹介するなど、地方公共団体の取組への支援を行った。</p>
<p>(2)地方公共団体等へのPPP／PFI導入促進に向けた積極的な支援 v)広域化・集約化等に向けた支援等 24 公営企業会計の適用については、人口3万人未満の地方公共団体も含め一層の適用を促すため、令和5年度までを取組期間として策定した新たなロードマップに基づき、各団体における取組を促進する。</p>	<p>公営企業会計の適用について、都道府県及び人口3万人以上の市区町村のほぼ100%が適用を完了した。また、人口3万人未満の市区町村については、66.7%の事業が適用済み又は適用に取組中であるところ。(令和2年4月1日時点) 令和5年度までの取組に向け、特に小規模団体の取組が円滑に進むよう、公営企業会計適用に関するマニュアルの充実やモデル事業の展開の取組等を実施した。</p>

PPP／PFI推進アクションプラン(令和2年改定版)の進捗状況

【PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) 記載】		【令和2年度末までの取組】
No. 3. 推進のための施策		
36	<p>(4)民間提案の積極的活用</p> <p>② 民間提案を促進するため、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知を図る。</p>	<p>「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」において、地方公共団体に対して周知を図った。</p>
42	<p>(5)公的不動産における官民連携の推進</p> <p>④ 地方公共団体における公共施設等総合管理計画等の策定・改訂や固定資産台帳等の更新・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。総合管理計画については、個別施設計画の内容等を反映させるなど、不断の見直しを促し、充実を図る。</p>	<p>公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳については、各地方公共団体において整備・公表を進めるとともに、総務省においても各団体において整備・公表したものを取りまとめ、リンク集として公表している。</p> <p>併せて、公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表を総務省ホームページに公表している。</p> <p>加えて、公的不動産の活用への民間事業者の参画に資する取組を促進するため、固定資産台帳データを活用して売却可能資産等を取りまとめ公表することにより民間への売却につながった事例を総務省ホームページに公表している。</p> <p>総合管理計画の不断の見直しについては、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定について」(平成30年2月27日付け総財務第28号)を地方公共団体に通知するとともに、令和2年10月にはインフラ所管省と連携したオンライン説明会を開催するなどにより、各地方公共団体に、令和3年度までの見直しを要請しているところである。また、その支援措置として、令和3年度には、市町村における総合管理計画の見直しに要する経費に対する特別交付税措置や公共施設マネジメントに知見やノウハウを有する者のアドバイザーとしての派遣といった新たな取り組みを行うこととしている。</p>